

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 令和2年7月21日、審査請求人は、住民税の非課税所得額、基礎控除額等について質問するため、来庁し、処分庁職員から説明を受けた。
- 2 令和3年2月10日、審査請求人は、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を、松戸税務署に提出した。
- 3 令和3年6月8日、処分庁は、令和3年度の審査請求人の市民税及び県民税の額を〇〇〇〇円と決定し、審査請求人に対して、令和3年度市民税・県民税賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）及び令和3年度市税過誤納金還付（充当）処分（以下「本件還付（充当）処分」という。）を行い、翌9日、同日付け令和3年度市民税・県民税税額通知書（以下「納税通知書」という。）を送付した。
- 4 令和3年6月9日、処分庁は、同日付け令和3年度市税過誤納金還付（充当）通知書を送付した。
- 5 審査請求人は、令和3年9月7日付けで、松戸市長に対し、本件賦課処分及び本件還付（充当）処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件賦課処分及び本件還付（充当）処分の取消しを求めている。

- (1) 審査請求人は、処分庁職員から、社会保険料等の控除後の所得が35万円以内であれば住民税は非課税になる旨の説明を受けた。その後税制改正があり、住民税非課税のラインが45万円に引き上げられたため、社会保険料等の控除後の所得が45万円以内に収まるように確定申告

を行った。

- (2) しかし、本件賦課処分によって、住民税が課税されていることを知り、処分庁に問い合わせたところ、社会保険料等の控除前の所得が45万円以内である場合に住民税が非課税になる旨の説明を受けた。
- (3) 処分庁職員による誤った説明を基に行った確定申告によって住民税が課税されたのは不当である。
- (4) また、本件賦課処分が取り消された場合は還付額が増えることになるため、本件還付（充当）処分の取消しも求める。
- (5) 毎年健康保険料が7割減免になるように確定申告していたため、今回も住民税が非課税になるように処分庁に相談したのであって、令和2年7月の処分庁職員との会話の中で「課税額がいくらになる」などという説明を処分庁がしたというのは作り話である。
- (6) 処分庁は、「処分庁から、納税通知書を送付し、審査請求人に送達されているところ、その到達された時までには、令和3年度市民税・県民税申告書、令和3年度市民税・県民税上場株式等譲渡・配当等の選択課税申告書、年間取引報告書を処分庁に提出していなかったことから、処分庁においては、令和3年度個人市民税及び県民税について、「特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することはできない。」と主張しているが、納税通知書を受け取った時に住民税が非課税になっていない旨を知ったのであって、納税通知書が「到達された時までには」申告書等を処分庁に提出することは不可能である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件賦課処分及び本件還付（充当）処分に違法又は不当な点はないとして、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 上場株式等に係る所得に対する住民税について

- ① 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の解釈
ア 上場株式等に係る所得については、証券会社等が所得税及び住民税を源泉徴収又は特別徴収することにより納税が完了するため、個

人からの申告は原則不要である。

ただし、住民税の納税義務者が前年分の所得税に係る確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に、住民税の申告書が提出されたものとみなす（法第45条の3、法第317条の3）。

イ 住民税の賦課計算にあたり、上場株式等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする（法第32条第12項及び第14項並びに法第313条第12項及び第14項）。

ウ ここで、「住民税の納税通知書が送達される時まで」前年分の所得税に係る確定申告書の提出がある場合（上記アただし書のような場合）には、上場株式等に係る所得を有する者に係る「総所得金額は、特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することができないのが原則である（法第32条第13項本文及び第15項本文並びに法第313条第13項本文及び同条第15項本文）。

ただし、所得税の確定申告書と住民税の申告書がいずれも提出された場合には、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、「特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することの適否が決められる（法第32条第13項ただし書及び同条第15項ただし書並びに法第313条第13項ただし書及び同条第15項ただし書）。

つまり、上場株式等に係る所得については、住民税の賦課計算時において、所得税と異なる課税方式（本人の選択に基づき、特定配当等所得金額については、申告不要制度、総合課税又は申告分離課税のいずれか、特定株式等譲渡所得金額については、申告不要制度又は申告分離課税のいずれか）による賦課決定を行う。

平成29年度地方税制改正により、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するものではないことが明確化されているものの、この場合における住民税の申告書もまた、課税の安定化に資することを目的として、「住民税の納税通知書が送達される時まで

に」(法第32条第13項本文及び第15項本文並びに法第313条第13項本文及び同条第15項本文)提出される必要がある。

② 本件における地方税法の適用

審査請求人は、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を松戸税務署に提出しており、また、処分庁から、納税通知書を送付し、審査請求人に送達されているところ、その到達された時まで、令和3年度市民税・県民税申告書、令和3年度市民税・県民税上場株式等譲渡・配当等の選択課税申告書、年間取引報告書(以下「申告書等」という。)を処分庁に提出していなかったことから、処分庁においては、令和3年度個人市民税及び県民税について、「特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することはできない。

(2) 審査請求人の令和3年度市民税及び県民税について

(1)で述べたように、審査請求人は、処分庁より納税通知書が送達される時まで、申告書等を提出しなかったため、処分庁は、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に基づき、令和3年度市民税及び県民税について、次のとおり算定した。

① 個人市民税及び県民税の額は、前年中の所得金額を基礎として算出される所、審査請求人の令和2年中の合計所得金額は、〇〇〇〇円である。

② そして、本件賦課処分時において、扶養親族等がない場合で、合計所得金額が450,000円を超える場合は均等割が課税となり、総所得金額等の合計額が450,000円を超える場合は所得割額が課税となる所、審査請求人は、いずれも課税の対象となる。

③ 課税所得金額は、①の合計所得金額から所得控除を差し引いた額(1,000円未満切り捨て)である(法第20条の4の2第1項)。

審査請求人の場合、所得控除合計額は〇〇〇〇円(社会保険料控除〇〇〇円、基礎控除〇〇〇〇円)であるから、〇〇〇〇円となる。

④ 課税所得金額〇〇〇〇円であるため、これに分離課税(特定配当等所得金額及び特定株式等譲渡所得金額)の税率5%(市民税3%、県民税2%)を乗じて、所得割額〇〇〇〇円(市民税〇〇〇〇円・県民税〇〇

〇〇円) を算出する。

- ⑤ 令和3年度の均等割の税額は、市民税3,000円、県民税1,000円である。そこに、令和5年度までの間、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)により、それぞれ500円が加算され、合計5,000円(市民税3,500円・県民税1,500円)となる。
- ⑥ (1)①アで述べたように、住民税では、証券会社等により源泉徴収又は特別徴収した上場株式等に係る所得〇〇〇〇円を、所得割額〇〇〇〇円(市民税〇〇〇〇円・県民税〇〇〇〇円)から、配当割及び株式等譲渡所得割控除額として、控除することにより、所得割額の納めるべき税額は〇〇〇〇円となる。(法第37条の4、第314条の9第1項)
- ⑦ 以上により、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の令和3年度市民税・県民税の課税額を〇〇〇〇円(市民税〇〇〇〇円・県民税〇〇〇〇円)と決定し、本件賦課処分を行った。
- (3) 本件還付(充当)処分について
- ① 法によると、(2)⑥により控除されるべき額で、所得割額から控除することができなかった金額があるときは、市町村は、当該納税義務者の年度分の市民税・県民税に充当するものとする、とされている(法第314条の9第2項及び第3項)。
- ② 本件においては、源泉徴収した株式等譲渡所得割額が〇〇〇〇円及び配当割額が〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円であるところ、(2)⑥で述べたように、所得割額〇〇〇〇円(市民税〇〇〇〇円・県民税〇〇〇〇円)から、配当割及び株式等譲渡所得割控除額〇〇〇〇円を控除し、残りの配当割及び株式等譲渡所得割額の控除不足額は、〇〇〇〇円となる。
- (2)で述べたように、審査請求人には、令和3年度市民税及び県民税として〇〇〇〇円の課税額があることから、〇〇〇〇円を当該課税額に充当し、それでもなお控除不足額全額を充当できなかったことから、差引〇〇〇〇円を還付金額とする本件還付(充当)処分を行ったものである(法第314条の9第2項第3項)。

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とおおむね同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 本件賦課処分について

(1) 上場株式等に係る所得に対する住民税について

ア 法令等の規定について

上場株式等に係る所得については、個人からの申告は原則不要であるが、住民税の納税義務者が前年分の所得税に係る確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に、住民税の申告書が提出されたものとみなされる（法第45条の3、法第317条の3）。そして、住民税の賦課計算にあたり、上場株式等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとされる（法第32条第12項及び第14項並びに法第313条第12項及び第14項）。

ここで、「住民税の納税通知書が送達される時までに」前年分の所得税に係る確定申告書の提出がある場合には、上場株式等に係る所得を有する者に係る「総所得金額は、特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することができないのが原則である（法第32条第13項本文及び第15項本文並びに法第313条第13項本文及び同条第15項本文）。

ただし、所得税の確定申告書と住民税の申告書がいずれも提出された場合には、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、「特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することの適否が決められる（法第32条第13項ただし書及び同条第15項ただし書並びに法第313条第13項ただし書及び同条第15項ただし書）。

つまり、上場株式等に係る所得については、住民税の賦課計算時において、所得税と異なる課税方式（本人の選択に基づき、特定配当等所得金額については、申告不要制度、総合課税又は申告分離課税のいずれか、特定株式等譲渡所得金額については、申告不要制度又は申告分離課税のいずれか）による賦課決定を行っている。

平成29年度地方税制改正により、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するものではないことが明確化されているものの、この場合における住民税の申告書もまた、課税の安定化に資することを目的として、「住民税の納税通知書が送達される時まで」(法第32条第13項本文及び第15項本文並びに法第313条第13項本文及び同条第15項本文)提出される必要がある。

イ 本件における地方税法の適用

本件において、審査請求人は、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を松戸税務署に提出しており、また、処分庁から、納税通知書を送付し、審査請求人に送達されているところ、その到達された時までには申告書等を処分庁に提出していなかったことが認められる。

よって、審査請求人の令和3年度個人市民税及び県民税については、「特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することはできない。

審査請求人は、令和2年7月の処分庁職員との相談の際には、誤った説明を受けたこと、納税通知書を受け取った時に住民税が非課税になっていない旨を知ったことから、納税通知書が到達されたときまでに申告書等を処分庁に提出することは不可能であることを主張しているが、これらの主張は、処分庁職員の対応又は地方税法の規定に対する不服を述べるに過ぎず、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人の令和3年度市民税及び県民税について

ア 個人市民税及び県民税の額は、前年中の所得金額を基礎として算出されるところ、審査請求人の令和2年中の合計所得金額は、〇〇〇〇円である。

イ そして、本件賦課処分時において、扶養親族等がない場合で、合計所得金額が450,000円を超える場合は均等割が課税となり、総所得金額等の合計額が450,000円を超える場合は所得割額が課税となるところ、審査請求人は、いずれも課税の対象となる。

ウ 課税所得金額は、アの合計所得金額から所得控除を差し引いた額

(1,000円未満切り捨て)である(法第20条の4の2第1項)。

審査請求人の場合、所得控除合計額は〇〇〇〇円(社会保険料控除〇〇〇〇円、基礎控除〇〇〇〇円)であるから、

$$〇〇〇〇円 - 〇〇〇〇円 = 〇〇〇〇円$$

で、法第20条の4の2第1項により1,000円未満は切り捨てとなり、審査請求人の課税所得金額は〇〇〇〇円となる。

エ 課税所得金額〇〇〇〇円であるため、これに分離課税(特定配当等所得金額及び特定株式等譲渡所得金額)の税率5%(市民税3%、県民税2%)を乗じて、所得割額〇〇〇〇円(市民税:〇〇〇〇円 \times 0.03=〇〇〇〇円+県民税:〇〇〇〇円 \times 0.02=〇〇〇〇円)を算出する。

オ 令和3年度の均等割の税額は、市民税3,000円、県民税1,000円である。そこに、令和5年度までの間、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、それぞれ500円が加算され、合計5,000円(市民税3,500円・県民税1,500円)となる。

カ 1(1)アのとおり、住民税では、証券会社等により源泉徴収又は特別徴収した上場株式等に係る所得〇〇〇〇円を、所得割額〇〇〇〇円(市民税〇〇〇〇円・県民税〇〇〇〇円)から、配当割及び株式等譲渡所得割控除額として控除することにより、所得割額の納めるべき税額は〇〇〇〇円となる。(法第37条の4、第314条の9第1項)

キ 以上により、処分庁は、法令の規定に基づき、審査請求人に対し、審査請求人の令和3年度市民税・県民税の課税額を〇〇〇〇円(市民税〇〇〇〇円+県民税〇〇〇〇円)と決定し、本件賦課処分を行ったと認められる。

2 本件還付(充当)処分について

- (1) 法によると、1(2)カより控除されるべき額で、所得割額から控除することができなかった金額があるときは、市町村は、当該納税義務者の年度分の市民税・県民税に充当するものとする、とされている(法第314条の9第2項及び第3項)。
- (2) 本件においては、源泉徴収した株式等譲渡所得割額が〇〇〇〇円及び配当割額が〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円であるところ、(2)⑥のとおり、

所得割額〇〇〇〇円（市民税〇〇〇〇円＋県民税〇〇〇〇円）から、配当割及び株式等譲渡所得割控除額〇〇〇〇円を控除し、残りの配当割及び株式等譲渡所得割額の控除不足額は、〇〇〇〇円となる。審査請求人には、令和3年度市民税及び県民税として〇〇〇〇円の課税額があることから、〇〇〇〇円を当該課税額に充当し、それでもなお控除不足額全額を充当できなかったことから、差引〇〇〇〇円を還付金額とする本件還付（充当）処分を行った（法第314条の9第2項及び第3項）。

以上により、処分庁は、法令の規定に基づき、本件還付（充当）処分を行ったと認められる。

審査請求人は、本件賦課処分が取り消された場合は還付額が増えることを理由に、本件還付（充当）処分の取消しを求めているが、本件賦課処分が違法又は不当でないことは、1で述べたとおりである。

なお、審査請求人は、処分庁職員との相談の際、審査請求人の主張に沿う回答した旨を述べるが、このことを裏付ける証拠はなく、審査請求人の主張は採用できない。

第5 結論

以上のとおり、本件賦課処分及び本件還付（充当）処分に、違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和4年4月18日 審査庁からの諮問

令和4年5月27日 審議